

あい・デイサービス那須運営規程

(指定地域密着型通所介護)

あい・デイサービス那須運営規程

第1条（趣 旨）

この規程は、ワンランド株式会社の設置経営する地域密着型通所介護、あい・デイサービス那須（以下「事業所」という。）の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（目 的）

事業所は、要介護の状態等となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3条（運営方針）

事業所は、老人福祉法及び介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき利用者の処遇に万全を期すものとする。

第4条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条（事業所の名称）

あい・デイサービス那須

第6条（事業所の所在地）

栃木県那須郡那須町大字豊原丙 1340

第7条（職員の区分及び定数）

施設に次の職員を置く。

- | | | |
|-----|---------|------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (3) | 介護職員 | 1名以上 |
| (4) | 看護職員 | 1名 |
| (5) | 機能訓練指導員 | 1名 |

第8条（職員の職務）

職員の職務は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 管理者 | 会社の決定する方針に従い事業所の運営管理を総括すること。 |
| (2) | 生活相談員 | ア 生活指導
イ 教養娯楽等行事の計画実施
ウ 個人別処遇の調整と指導 |
| (3) | 介護職員 | ア 利用者の日常生活の介護、指導、援助 |

- イ 利用者の送迎
- ウ その他利用者の介助に関すること
- (4) 看護職員
 - ア 保健衛生指導
 - イ 利用者の心身状況の把握
- (5) 機能訓練指導員
 - ア 利用者の機能訓練

第9条（職員の心得）

職員は、事業所の目的と運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努めるとともに、特に利用者に対しては平等を旨とし、常に深い理解と愛情をもって接遇し、職員の相互の融和と協力のもとに利用者処遇の充実向上に努めなければならない。

第10条（定員）

事業所の利用定員は18名とする。（但し介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の人数も含む。）

第11条（営業日及び営業時間及び休業日）

事業所の営業日及び営業時間及び休業日は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 休業日 日曜日及び12月31日から1月3日

第12条（サービス提供日及びサービス提供時間）

- (1) サービス提供日 月曜日から金曜日
- (2) サービス提供時間 午前9時20分～午後4時30分 但し、営業時間内の利用者の要望による時間の延長にも応じることとする。

第13条（介護の内容）

介護の内容（種類）は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の介護
 - ア 養護
 - イ 食事
 - ウ 排泄
 - エ その他日常生活に必要な身体介護
- (2) 入浴
 - ア 一般浴槽による入浴
- (3) 相談・助言
- (4) 送迎

第14条 (利用料及びキャンセル料)

- 1、 事業所が提供する地域密着型通所介護の利用料は、厚生労働省令の基準に基づき厚生労働大臣が定める金額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。但し、一定以上の所得がある場合は2割から3割負担とする。また、次に掲げるサービス利用については別に料金の支払いを受けるものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者の送迎料
通常の事業の実施地域を超えたところから、 1 km 4 0 円
(1 km未満の場合1 kmとして換算。)
 - (2) 食事代
一律6 2 0 円
 - (3) おむつ代
使用者のみ パット1枚3 0 円 紙パンツ・おむつ1枚1 0 0 円
 - (4) その他利用者が負担することが適当と認める費用
実費
- 2、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対し事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に(記名捺印)を受ける。
- 3、 利用者の都合でサービスを中止する場合は次のとおりとする。
 - (1) 利用日の前日午後6時までには連絡があった場合無料。
 - (2) 当日午前8時以降の中止の場合は、食事代6 2 0 円を徴収する。
 - (3) 午後6時から翌日午前8時までは、携帯電話の留守番電話サービスに転送になる。

第15条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

栃木県那須町及び福島県西郷村

第16条 (利用にあたっての留意事項)

利用者は、地域密着型通所介護の提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

第17条 (秘密保持)

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

第18条 (相談・苦情の対応)

提供したサービスに関する利用者からの相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は、家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第19条（損害賠償）

提供したサービスにより、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第20条（衛生管理）

サービスの提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2、職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第21条（緊急時における対処方法）

職員は、利用者に緊急事態が生じた時は、直ちに管理者に報告するとともに、主治医あるいは、協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

第22条（非常災害対策）

サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、火災時には避難等の指揮をとる。

2、非常災害に備えて、定期的に避難訓練を行う。

第23条（運営推進会議）

事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

2、運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

3、運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センター職員及び保険福祉課の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とする。

4、会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。

5、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第24条（その他運営についての重要事項）

職員の資格の向上を図るため、研修を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2、事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はアイランドサポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年8月1日から施行する。